



Ans.

ANSONG 協同組合

- ANSONG CO-OPERATIVE -

企業は「人」なり

あまりにも有名な松下幸之助氏のこの言葉とおり戦後高度経済成長期を経て、現在までの日本経済を支えて来たのは「人」でした。

今、発展が目覚ましい中国および東南アジアでは日本の卓越した技術を必要としています。

私たちANSONG協同組合は「日本企業の素晴らしい技術」と「中国および東南アジアの技術不足という課題」の架け橋となり、外国人技能実習制度を通し、御社の事業と日本経済の発展に寄与します。

会社概要

組合名称 ANSONG協同組合(英名: ANSONG CO-OPERATIVE)
設立 平成19年11月1日
所在地 〒106-0032 東京都港区六本木七丁目15番14号塩業ビル9階
事業目的 開発途上国の人材育成事業、開発途上国への企業進出支援事業等を行い、開発途上国の経済発展、国際相互理解の促進及びわが国の社会と産業の健全な発展に寄与することを目的としております。
許可番号 許1704001940
登録支援機関 20登-003629



Ans. | ANSONG協同組合
- ANSONG CO-OPERATIVE -

〒106-0032 東京都港区六本木七丁目15番14号塩業ビル9階
TEL. (03)3423-8111 FAX. (03)3423-8112

外国人 技能実習 制度とは？

What is “Technical Intern Training Program”?

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

※外国人技能実習制度は労働力の需給調整手段ではありません。

外国人実習制度の概要

2016年11月28日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)が交付され、2017年11月1日に施行されました。

技能実習制度は、従来より「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)とその法令を根拠法令として実施されてきましたが、今般、技能実習制度の見直しに伴い、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、これまで入管法例で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになりました。

技能実習法に基づく新たな外国人技能実習制度では、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から、管理団体の許可制や技能実習計画の認定性等が新たに導入された一方、優良な管理団体・実習実施者に対しては実習期間の延長や受け入れ人数枠の拡大などの制度の拡充も図られています。

技能実習生の人数枠

基本人数枠							
実習実施者の 常勤職員総数	30人 以下	31人 ~40人	41人 ~50人	51人 ~100人	101人 ~200人	201人 ~300人	301人 以上
技能実習生の 人数	3人	4人	5人	6人	10人	15人	常勤職員 総数の 20分の1

技能実習生を 受入れる までの流れ

Flow to accept foreigner technical intern trainee

まずは当組合職員が中国他東南アジア国籍の技能実習生受入を検討くださっております企業へ直接伺い、ご要望をヒアリング致します。その上で実現可否をご判断の上、本申し込みを頂きます。最初のお申込みは、当組合ホームページ、あるいはお電話にてお申込みをお願い致します。

人選実施および事前研修

ヒアリングを元に貴社ニーズに最適な人材とのご面談を設定いたします。一人あたり15分～30分程度の面談を行い、人柄・指向性・意欲を確認して頂き、合格した実習生は事前研修に入ります。尚、面談に望む候補生達はみな、日本での実習期間を完遂させる優秀な人材を選抜するための次のようなテストを受けています。

能力テスト	基本的な知力、自立心や技能実習への適性などを筆記試験
体力テスト	日本での実習内容に対応できるトレーニング
面接	技能実習に参加する目的、日本についての知識、帰国後の計画等技能実習への意欲に重点をおいて評価
健康診断	技能実習生の健康状態を確認します



入国と直前講習

日本に入国後、日本語の講習施設にて日本滞在になれるため、一ヶ月の集合講習を行います。その過程の中で、送り出し国で学んできた日本の文化・ビジネスマナーなどを再度復習します。実習実施者(企業)配属後、技能実習生が円滑に技能実習に従事できるように、生活環境教育、配属先の企業様の職場環境に応じた教育をさせて頂いております。

技能実習開始、ANSONG協同組合による実習サポート

入念に行う文化・ビジネスマナー学習、日本語学習。しかしそれでも不慣れな国での仕事には当然実習生にも不安があります。そういった不安を和らげるサポートを当組合員が定期的実施いたします。実習期間を受入側企業、実習生双方にとって実のあるものとするために私たちは全力で支援を行います。そして、中間で行う技能検定試験への合格をすることにより実習生は更なるハイレベルな技術を習得します。

母国への帰国

技術習得期間を経て、実習生は母国へ帰国し、日本で得た技術を基に母国で更なる活躍を目指します。